第７次国土調査事業十箇年計画
中間見直しに向けた検討について
（地籍整備関係）

令和５年１０月

不動産・建設経済局

土地政策審議官部門

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

資料2

アンケート調査・自治体キャラバンの概要（R3～R4年度）

国土交通省

○ 第７次国土調査事業十箇年計画の中間見直しに向けた地籍調査の制度課題や改善要望の把握のため、アンケート調査や都道府県と市町村へのヒアリング（自治体キャラバン）を実施し、その結果を整理した（一部、別途調査により得た回答も含む）

アンケート調査概要（R3年度・R4年度）

【Ｒ３年度調査】

- 調査対象
  市区町村、森林組合等
- 調査実施時期
  令和４年４月～５月
- 回答数
  1,305市区町村、その他５団体
- 調査内容
  ・令和２年の国土調査法等改正により導入した新たな調査手続や効率的な調査手法の活用状況やその課題と改善方策
  ・その他地籍調査全般に関する課題・要望　等

【Ｒ４年度調査】

- 調査対象
  都道府県、市区町村、森林組合等
- 調査実施時期
  令和５年３月～５月
- 回答数
  35都道府県、1,295市区町村、その他５団体
- 調査内容
  ・現行制度に関する課題や改善要望、今後の制度見直し案に関する活用意向や課題
  ・その他地籍調査全般に関する課題・要望　等

自治体キャラバン概要

- 令和４年度に国土交通省地籍整備課の職員が都道府県、市町村の地籍調査担当者に直接ヒアリングを実施し、現行制度の課題や改善要望等を聴取（実施した地方公共団体は以下のとおり。）

【自治体キャラバン実施自治体（実施順）】

No	自治体名	No	自治体名
1	全ての都道府県	14	新潟県佐渡市
2	茨城県取手市	15	兵庫県豊岡市
3	大阪府豊中市	16	兵庫県養父市
4	神奈川県二宮町	17	和歌山県田辺市
5	神奈川県中井町	18	宮崎県串間市
6	高知県香南市	19	栃木県茂木町
7	徳島県神山町	20	熊本県八代市
8	千葉県山武市	21	秋田県羽後町
9	千葉県芝山町	22	秋田県横手市
10	静岡県静岡市	23	秋田県湯沢市
11	静岡県島田市	24	三重県津市
12	兵庫県佐用町	25	鳥取県八頭町
13	新潟県阿賀野市		

※都道府県はオンライン、市町村は対面でヒアリングを実施

アンケート調査結果（所有者等関係情報の活用状況等）

国土交通省

所有者等関係情報の活用状況等

- 令和２年の国土調査法等改正により、地籍調査の所有者探索において固定資産課税台帳等の活用が可能となったところ、約８割の市区町村等でその活用が進んでいる（R3年度末時点）
- 令和２年の国土調査法等改正により活用可能となった台帳情報（固定資産課税台帳、農地台帳及び林地台帳）の他に、所有者探索のために活用を希望する情報があるか聞き取りをしたところ、介護保険に関する情報や電気・ガス・水道等の情報といった回答が多く挙げられた

○ 令和２年の制度改正で地籍調査の所有者探索において固定資産課税台帳情報やその他の公簿情報（林地台帳、農地台帳）を活用することができるようになりましたが、活用したことがありますか【R3年度調査】

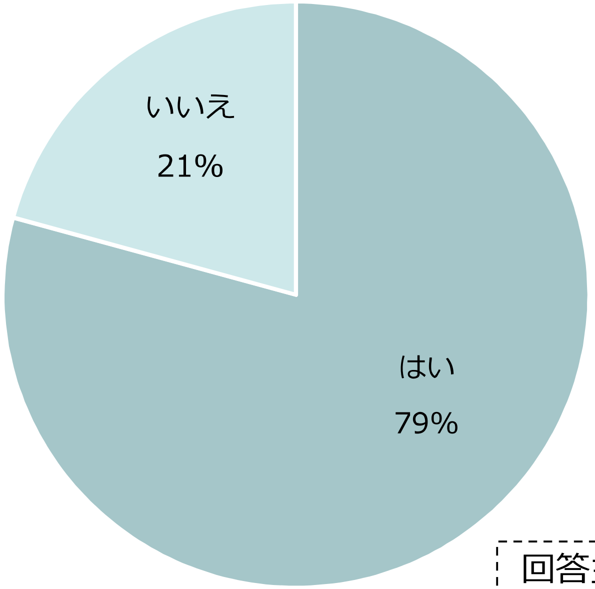

回答主体数
872

○ 令和２年の制度改正により、地籍調査の所有者探索において固定資産課税台帳情報等を活用することができるようになりましたが、その他に活用したいと考える情報はありますか（自由記述）【R4年度調査】

【主な意見概要】
- 介護施設等に入居している所有者の探索のため、介護保険に関する情報〔最多〕
- 電気・ガス・水道・電話等の契約・使用情報等
- 郵便物の転送先等の郵便局が管理する情報
- 住民税等の情報（電話番号や勤務先）
- 成年後見人制度の有無や選任状況とその関係情報
- 空き家対策関係部署が所有している所有者・管理人・相続人、空家登録等の情報
- 空家等の相続放棄に関する情報
- 本籍地以外の自治体が所有する戸籍データ（戸籍情報連携システムを利用した閲覧）

アンケート調査結果（所有者等の所在が不明な場合の公告による調査の活用状況等）

国土交通省

所有者等の所在が不明な場合の公告による調査の活用状況等

- 令和２年の国土調査法等改正により、所有者の所在が不明な場合でも、筆界案の公告により調査を進めることができる調査手続が措置されたところ、約２割の市区町村等で当該手続の活用が進んでいる（R3年度末時点）
- 「検討したが実施に至らなかった」と回答した理由として、筆界を明らかにするための客観的資料（地積測量図等）がなかったためといった趣旨の回答が多く挙げられた

○ 令和２年の制度改正で新たに導入された所有者等の所在が不明な場合の公告による調査（準則※第３０条第３項、同条第４項）について、実施あるいは検討状況を選択してください【R3年度調査】

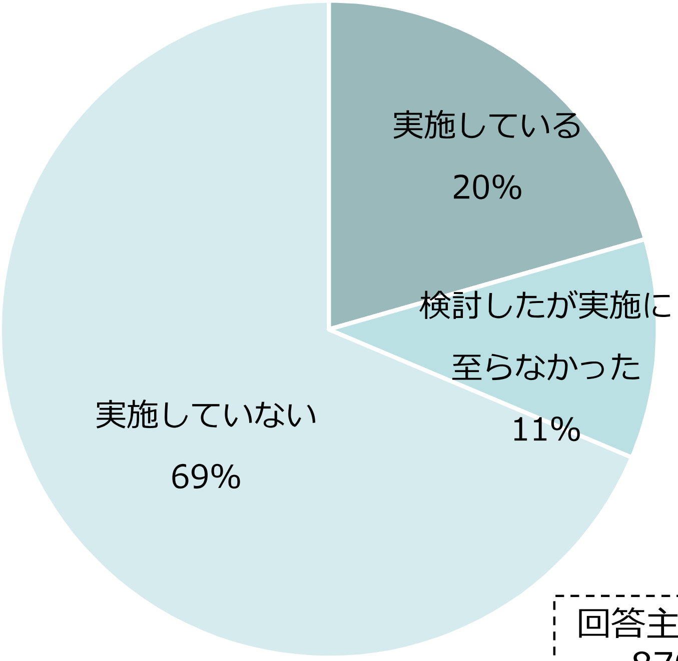

回答主体数
870

○ 所有者等の所在が不明な場合の公告による調査（準則第３０条第３項、同条第４項）について、「検討したが実施に至らなかった」と回答した理由を記載してください（自由記述）【R3年度調査】

【主な意見概要】
- 筆界を明らかにするための客観的な資料（地積測量図等）がなかったため。
- 現地調査と併行して、該当する土地について準則に基づき公示手続等を行うことは、限られたスタッフの中で業務が煩雑になり困難であるため。
- 制度の理解に時間を要したため。
- 地権者等の同意なしに調査を進めた場合、市町村は責任を負えないと判断したため。

（※）地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）

アンケート調査結果（図面等調査の活用状況等）

図面等調査の活用状況等

- 令和２年の国土調査法等改正により、所有者等が遠隔地に居住する場合や現地が急峻である場合等に、図面等を送付する方法又は集会所等で図面を示す方法による調査手続が措置されたところ（図面等調査）、約４割の市区町村等で当該手続の活用が進んでいる（R3年度末時点）
- 図面等調査で苦労した点としては、「筆界案等の図面や送付資料の準備が大変」や「隣接土地所有者等との協議がその場でできない」といった回答が多く挙げられた

○ 令和２年の制度改正で新たに導入された図面等調査について、実施あるいは検討状況を選択してください（令和４年度以降の実施予定を含む）【R3年度調査】

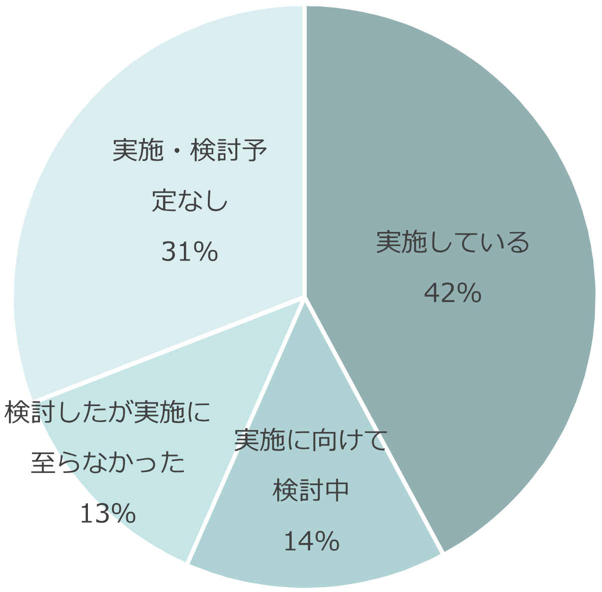

回答主体数 871

図面等調査を実施して良かった点

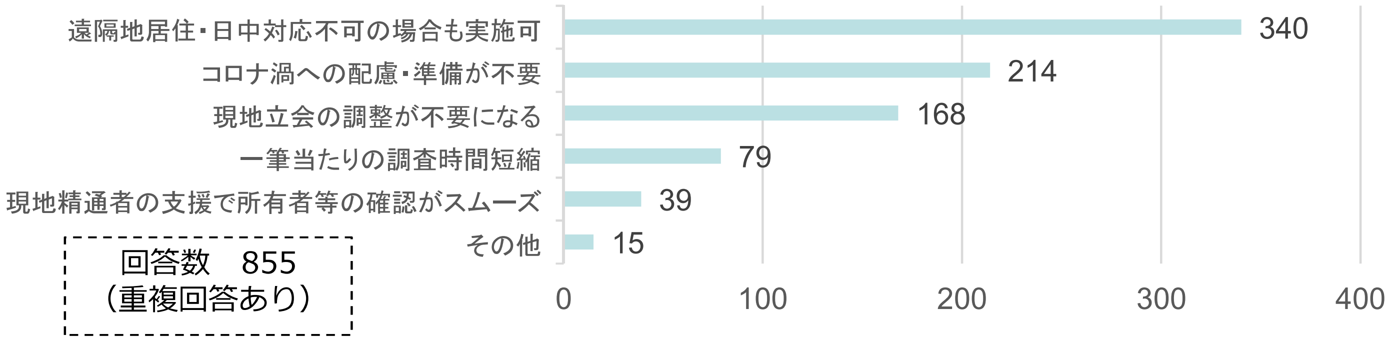

図面等調査を実施して苦労した点

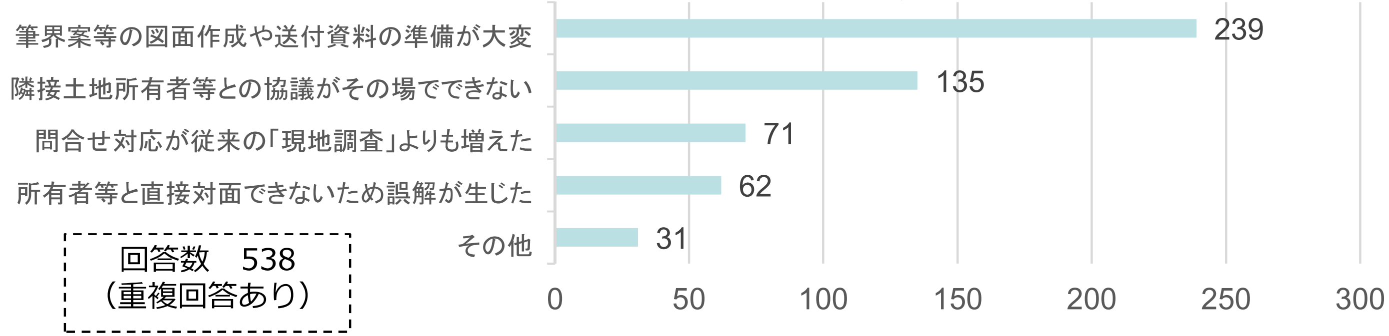

図面等調査の実施に至らなかった理由

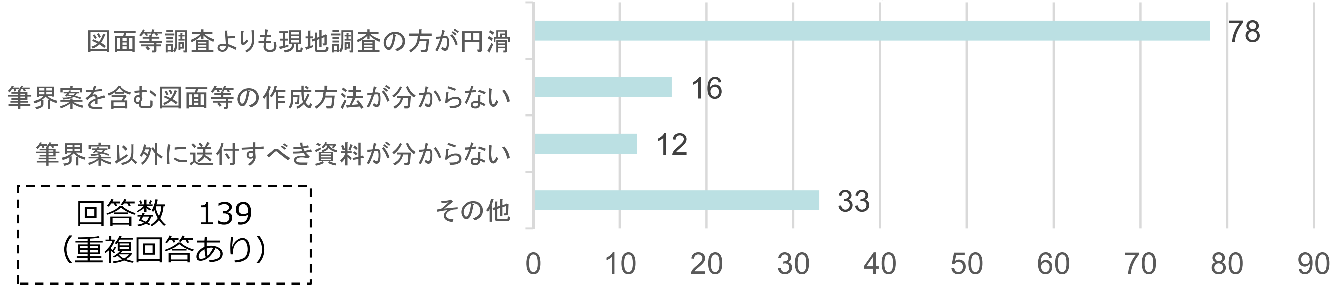

アンケート調査結果（地方公共団体による筆界特定申請の活用状況等）

地方公共団体による筆界特定申請の活用状況等

- 令和２年の不動産登記法改正により、地方公共団体による筆界特定申請が可能とされたところ、「申請したことがある」又は「申請に向けて検討している」と回答した市区町村等は９％となっている（R4年度末時点）
- 「検討したが申請に至らなかった」又は「申請・検討する予定はない」と回答した理由としては、「筆界特定までに長期間を要するため」や「実施例が少ないために不安がある」といった回答が多く挙げられた

○ 令和２年の制度改正により、地方公共団体が、土地所有者の同意を得て筆界特定の申請をすることができるようになりましたが、申請したことがありますか【R4年度調査】

① 申請したことがある	14（2%）
② 申請に向けて検討している	60（7%）
③ 検討したが申請に至らなかった	139（16%）
④ 申請・検討する予定はない	655（75%）

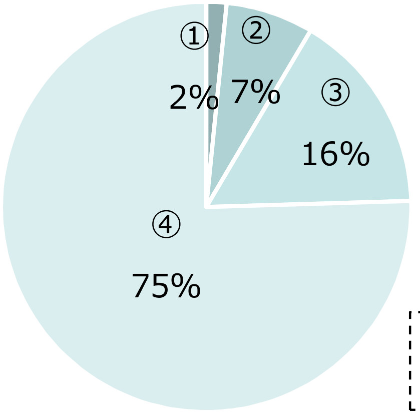

回答主体数
868

「検討したが申請に至らなかった」又は「申請・検討する予定はない」を選んだ理由

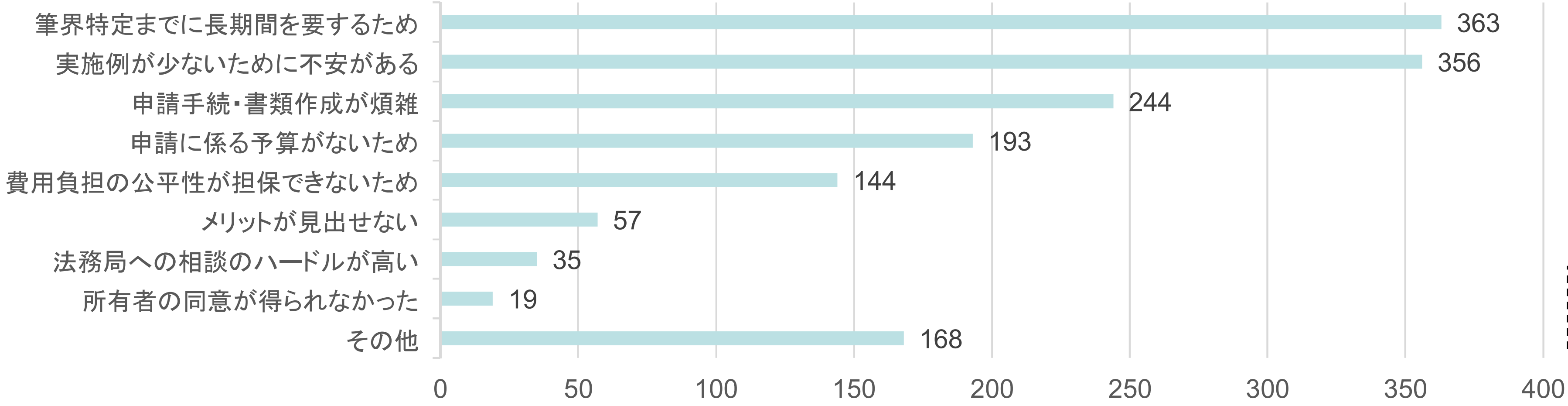

回答数 1,579
（重複回答あり）

アンケート調査結果（現地調査非協力者に対する制度見直し案の活用意向）

国土交通省

所有者等が現地調査に非協力な場合における制度見直し案の活用意向

- 所有者等が通知に反応がなく現地調査の立会い等の協力が得られない場合で、かつ、その土地に現地復元性のある地積測量図等の客観的資料がある場合には、筆界案の送付等の一定の手続を得て、所有者等による現地立会等があったものとみなして調査を進めることができる手続の導入については、9割の市区町村等が肯定的
- 一方、制度適用後の土地所有者等との境界紛争リスクを懸念する声も挙げられた

○ 現地調査等の通知に反応がない土地所有者等がいる場合で、かつ、その土地に現地復元性のある地積測量図等の客観的資料がある場合には、当該地積測量図等を用いて筆界案を作成して当該所有者等に送付し、所定の期間までに回答がなければ、現地立会等を省略して調査を進めることができる手続を新たに導入するとした場合、活用したいと思いますか【R4年度調査】

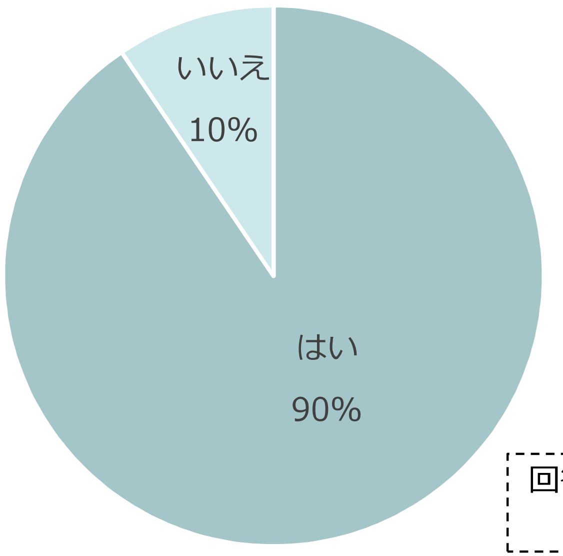

○ 当該手続の導入について、良い点や懸念点がありましたら記載してください（自由記述）【R4年度調査】

【主な意見概要】

〔良い点〕

- 不立会による筆界未定を防ぐことができる。
- 地籍調査に協力的ではない地権者がいた場合でも、筆界を特定することができ、隣接地権者に影響を与えずに調査を進めることができる。
- 連絡の取れない地権者に繰り返しコンタクトをする時間が省ける。

〔懸念点〕

- 土地所有者等が現地を確認していないことから、後日、トラブルになる可能性がある。
- 将来的に境界紛争が生じる場合の対策措置として、法的根拠の明文化は必須と思われる。
- 山間部では地積測量図等の客観的な資料が無い場合が多く、なかなか当該手続を活用することができない。
- やむを得ない事由で土地所有者が通知に反応できないケースも想定されるため、十分な調査を行った上で制度を適用させるようなルールをあらかじめ定めておく必要がある。

アンケート調査結果（オンラインによる筆界確認手法の活用意向）

国土交通省

オンラインによる筆界確認手法の活用意向

- 現地調査の更なる円滑化・迅速化に向けて、オンラインによる筆界確認手法を導入することとした場合の「良い点」や「懸念点」について聞き取りを行ったところ、以下のような結果となった
- 「良い点」としては、遠隔地に居住していることや高齢等を理由に現地等に来ることができない方でも、映像により現地を確認することが可能となるといった趣旨の回答が多く挙げられた
- 「懸念点」としては、パソコンやスマートフォンの操作に不慣れな方がいる場合は、当該手法は活用は困難といった趣旨の回答が多く挙げられた

○ 遠隔地に居住する所有者等にオンラインで現地の映像を確認してもらうことにより筆界を確認する調査手法を新たに導入することとした場合、良いと思われる点や懸念する点等がありましたら記載してください（自由記述）【R4年度調査】

【主な意見概要】
〔良い点〕
- 遠隔地に居住する所有者でも一筆地調査に参加しやすくなる
- 遠隔地に居住する所有者の移動に係る時間や費用の削減になり、所有者の負担が軽減される
- 高齢や身体障害等の理由により、筆界案の確認のために現地や会場に来ることができない方でも活用可能
- 図面だけでは分かりにくい現地の情報を映像により確認することができるため、地権者が現地の状況を把握しやすくなる
- 配信内容を記録しておくことにより、立会時の所有者の意見を再確認することが容易となり、今後の境界トラブルの助けになる
- 柔軟な日程調整が可能となる
- 危険区域に所有者が赴かないことにより事故等が防げる
- 郵送用の図面を作成する負担が軽減される

【主な意見概要】
〔懸念点〕
- 高齢者等のパソコンやスマートフォンの操作に慣れていない方は活用することができない可能性がある
- 山林等では電波が届かない場合がある
- オンライン映像を配信する機器の準備や人員不足が懸念
- 所有者に対する操作方法等の説明に時間を要する
- 現地の映像化や画像の鮮明さの懸念
- 現地で直接確認するのと、映像で確認するのとでは、認識に齟齬が生じる可能性があり、所有者の権利意識が強い土地（市街地など）では、適切ではないと考える
- 山の境界は、現地の状況に相当詳しい人でなければ映像を見ても分からないのではないか
- 面積が大きい土地は全体像を把握しにくい
- 映像で見た時と現地が違うなどの苦情が後から寄せらせる可能性
- インターネットで配信することでの情報漏洩の懸念
- 所有者のなりすましの懸念

アンケート調査結果（街区境界調査の導入状況等）

国土交通省

街区境界調査の導入状況等

- 令和２年の国土調査法等改正により、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）が導入されたところ、当該調査を「実施している」と回答した市区町村等は８％となっている（R3年度末時点）
- 「検討したが実施に至らなかった」又は「実施・検討する予定はない」理由として、「費用に対し期待される効果が見込めない」や「実施例が少ないために不安がある」といった回答が多く挙げられた

○ 令和２年の制度改正で新たに導入された街区境界調査について、実施あるいは検討状況を記載してください。（令和４年度以降の実施予定を含む）【R3年度調査】

① 実施している　33（8%）
② 実施に向けて検討している　46（11%）
③ 検討したが実施に至らなかった　47（11%）
④ 実施・検討する予定はない　297（70%）

※「調査の対象となる区域がない」と回答があった市区町村等を除く。

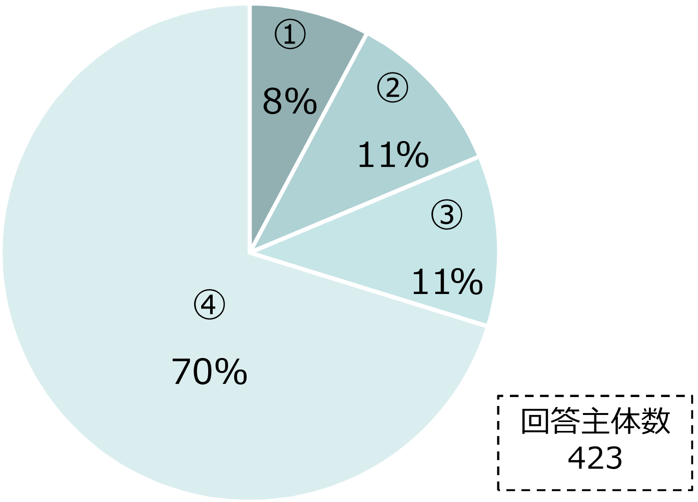

「検討したが実施に至らなかった」又は「実施・検討する予定はない」理由

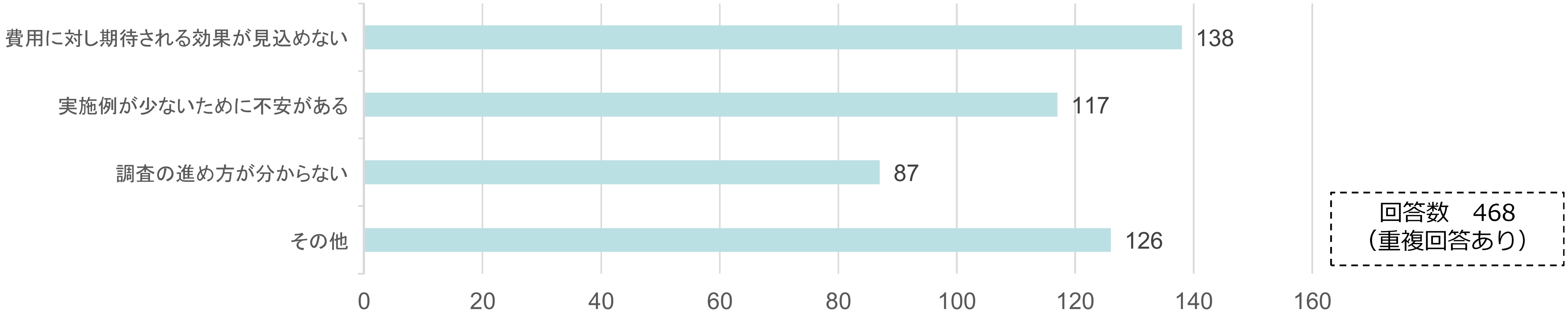

アンケート調査結果（国土調査法19条5項指定制度の活用状況等）

国土交通省

19条５項指定制度の活用状況等

- 令和２年の国土調査法等改正により、同法19条５項指定申請を地方公共団体が測量及び調査を行った者に代わって申請（代行申請）することが可能とされたところ、この代行申請を「実施している」又は「実施に向けて検討している」と回答した市区町村等は11%となっている
- 「検討したが実施に至らなかった」又は「実施・検討する予定はない」理由として、「制度への理解不足」や「民間測量成果の入手が難しい」といった回答が多く挙げられた
- 19条５項指定申請の活用を促進する上で必要な施策を聞いたところ、「申請手続の簡素化」や「制度に関する研修・講演会等の開催」、「補助金制度の拡充（金額や対象地帯の見直し）」といった回答が多く挙げられた

○ 令和２年の制度改正で新たに創設された19条５項指定申請を地方公共団体が測量及び調査を行った者に代わって申請（代行申請）する制度について、実施あるいは検討状況を教えてください（令和４年度以降の実施予定を含む）

【R3年度調査】

① 実施している	2（0%）
② 実施に向けて検討している	92（11%）
③ 検討したが実施に至らなかった	99（11%）
④ 実施・検討する予定はない	677（78%）

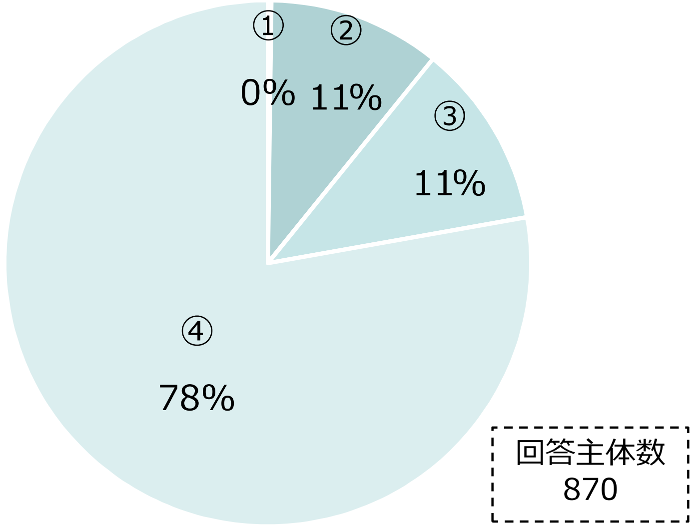

「検討したが実施に至らなかった」又は「実施・検討する予定はない」理由

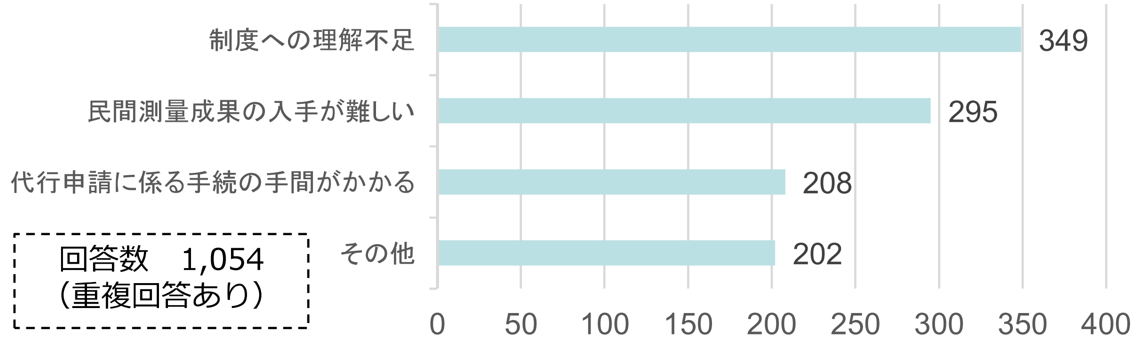

19条５項指定申請等による民間測量成果等の活用促進のためどのような施策が必要か

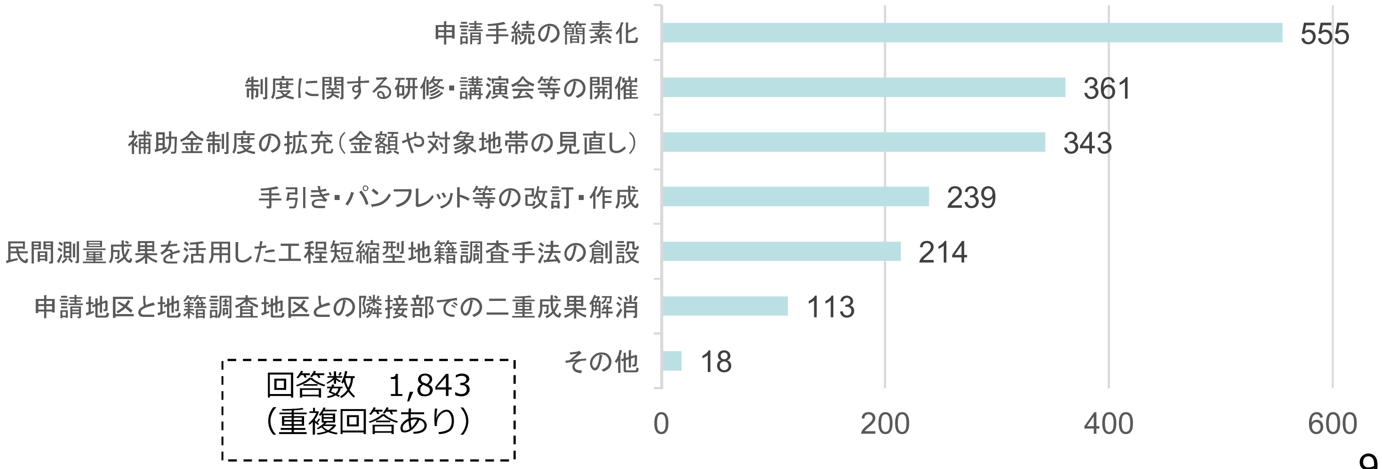

アンケート調査結果（リモートセンシングデータを活用した調査の導入状況等）

国土交通省

リモートセンシングデータを活用した調査の導入状況等

- 令和２年の国土調査法等改正により、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査手法が導入されたところ、当該手法を「実施している」又は「実施に向けて検討している」と回答した市区町村等は22%となっている（R3年度末時点）
- 「検討したが実施に至らなかった」又は「実施・検討する予定はない」理由として、「調査の進め方が分からない」や「現地で確認したいと考える所有者等が多い」といった回答が多く挙げられた
- リモートセンシングデータを活用した調査手法の活用を推進する上で必要な施策を聞いたところ、「事例集やマニュアルの充実」や「国等による既存のリモートセンシングデータの整備」、「実施済・実施中の市区町村等での見学・研修会等」といった回答が多く挙げられた

○ リモートセンシングデータを活用した地籍調査（航測法を用いた地籍調査、リモセンマニュアル利用を含む）について、実施あるいは検討状況を記載してください（令和４年度以降の実施予定を含む）　【R3年度調査】

	【R3年度調査】
① 実施している	27（5%）
② 実施に向けて検討している	88（17%）
③ 検討したが実施に至らなかった	102（19%）
④ 実施・検討する予定はない	315（59%）

※「調査の対象となる区域がない」と回答があった市区町村等を除く。

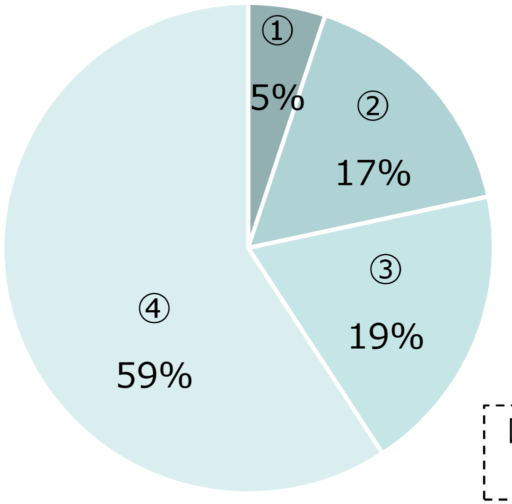

「検討したが実施に至らなかった」又は「実施・検討する予定はない」理由

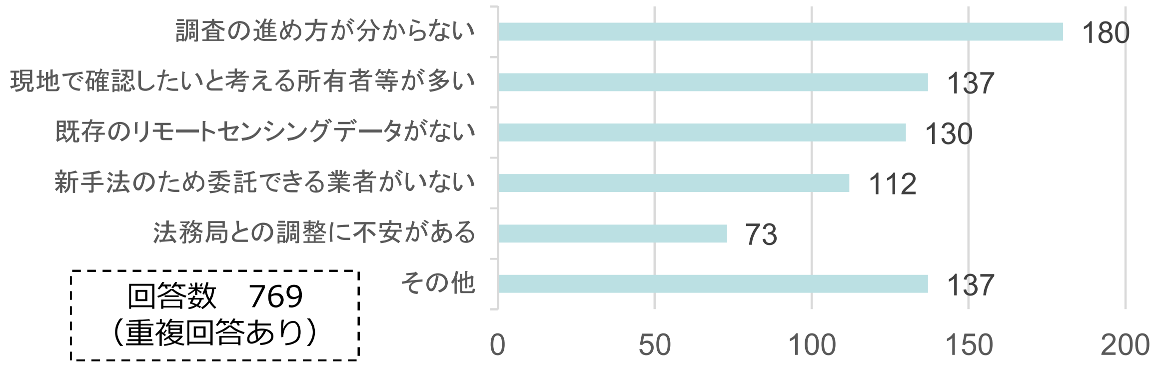

リモセンを活用した地籍調査を推進する上でどのような施策が必要か

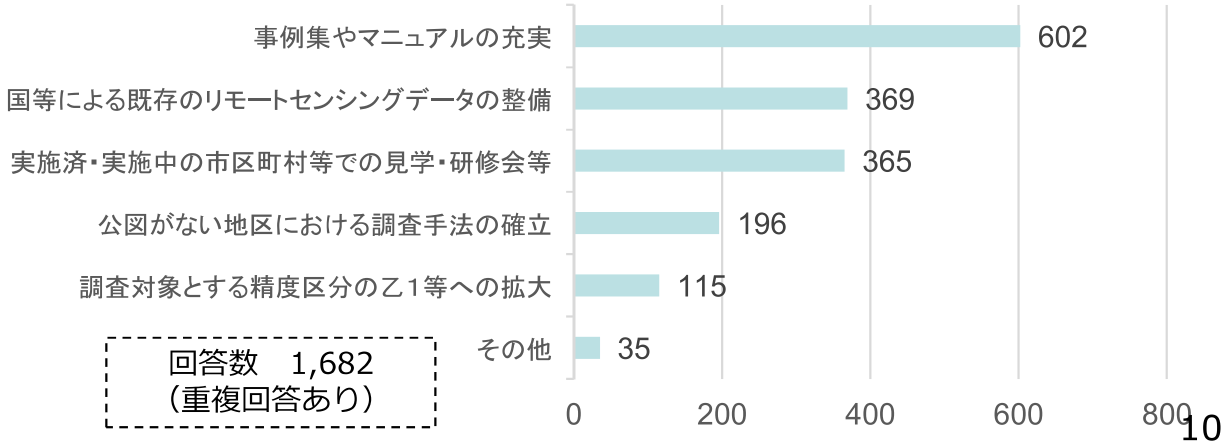

アンケート調査結果（法務局・林務部局との連携）

法務局・林務部局との連携

- 地籍調査は、地方公共団体と法務局・林務部局との相互の連携を図りながら進めており、その連携状況等について聞き取りを行ったところ、以下のような結果となった
- 法務局との連携では、約９割が「連携できている」と回答（R3年度末時点）
- 林務部局との連携では、調査対象地域が存在しない場合を除き、約半分が「連携している」と回答

○ 地籍調査の実施に当たっての地籍調査部局と法務局との連携状況について選択してください【R3年度調査】

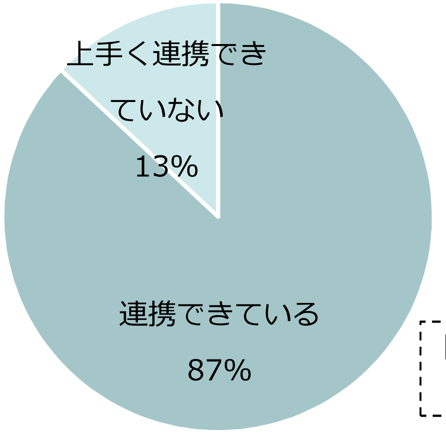

回答主体数
867

○ 法務局との連携に係る意見・改善要望等がありましたら記載してください（自由記述）【R3年度調査】

【主な意見概要】
- 担当登記官によって考え方が異なることや、登記官の異動により成果の送付に関する新たな指摘を受けることがある
- 法務局に対する相談や協議に対する回答が長期間を要する
- 地籍調査に精通した登記官が少ない　等

○ 山村部における地籍調査の実施に当たっての地籍調査部局と林務部局との連携状況について選択してください【R3年度調査】

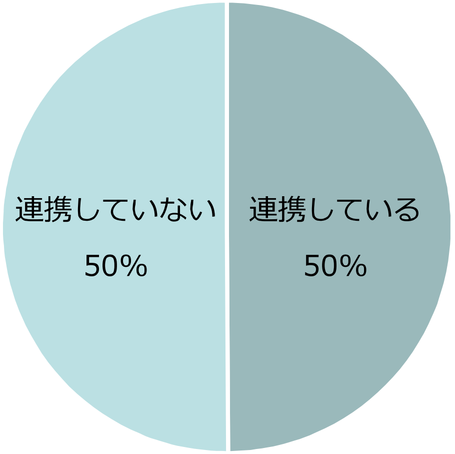

回答主体数
509

※「調査の対象となる区域がない」と回答があった市区町村等を除く。

林務部局とどのような連携をしているか

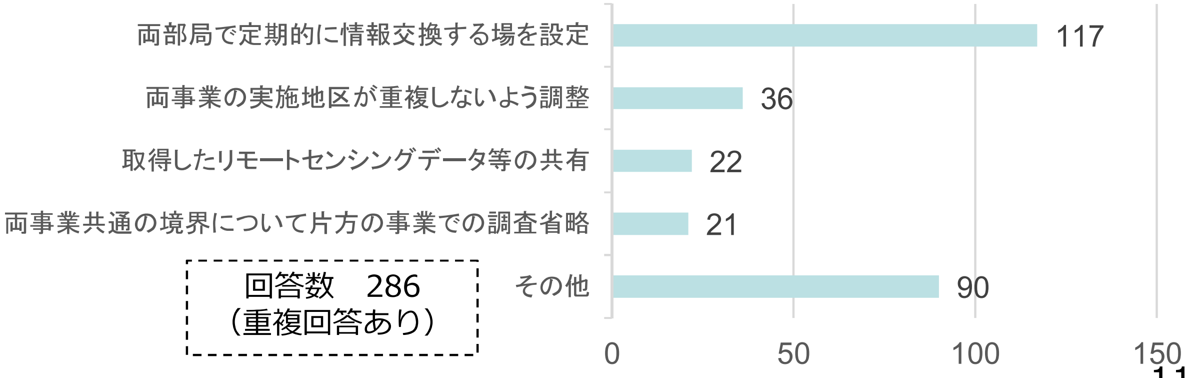

回答数　286
（重複回答あり）

小委員会で御議論いただきたい課題（地籍整備関係）

１．現地調査の円滑化・迅速化

一筆地調査の円滑化や筆界未定減少のため、立会いに非協力な所有者がいる場合の対応、オンラインによる筆界確認手法の導入、令和３年民法改正（共有関係）を踏まえた将来的な現地調査のあり方を含め、どのようなことが考えられるか。

２．都市部の地籍調査の推進

都市部における地籍調査の円滑化・迅速化のため、令和２年に導入した街区境界調査や民間測量成果（国土調査法19条５項・６項）の更なる活用促進などを含め、どのようなことが考えられるか。

３．山村部等の地籍調査の推進

山村部等における地籍調査の円滑化・迅速化のため、リモートセンシングデータを活用した調査の更なる活用拡大を含め、どのようなことが考えられるか。

４．その他の事項

- 地籍調査の促進に向けた新たな計画（第８次計画）の方向性として、特に調査が必要な面積を把握するための仕組みづくりや今後の戦略的な推進方策を含め、どのようなことが考えられるか。
- 令和５年１月に法務省の登記所備付地図データが一般公開されるなど、地理空間関係のデジタル化推進施策が加速化する中、地籍調査の成果である地図情報等の更なる利活用を促進する観点から、どのようなことが考えられるか。　等